

石垣市ふるさと納税お礼の特産品提供に関する要項

1. 目的

石垣市ふるさと納税における本市に寄附された方へ送付するお礼の商品やサービス（以下、返礼品）を提供する際に必要な事項について、次のように定める。

2. 返礼品取扱要件

①事業者

- ・原則、石垣市に本社若しくは事業所（工場等を含む）がある法人又は個人事業主等（ただし、総務省が定める地場産品基準を満たす商品を提供する場合を除く。）
- ・所在する自治体において市税等に滞納がなく、その他行政手続きに関する義務履行がなされていること。
- ・各種関係法令等を遵守し事業を行っていること。
- ・代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

②返礼品

- ・総務省が定める地場産品基準に適合する商品であること。
- ・提供する商品やサービスについて、安定供給ができ、管理・運営体制（品質、安全、衛生等）が整っていること。ただし、数量や期間限定等の商品やサービスも可とするが、提供開始・終了時期については随時連絡調整が行えること。
- ・石垣市の自然、伝統、文化、歴史、名所等の魅力を発信できる商品やサービス
- ・石垣市ふるさと納税お礼の特産品にふさわしく、オリジナリティがあるもの
- ・沖縄県が認定する県全域の地域資源

3. 返礼品の提供

石垣市ふるさと納税の返礼品として商品等の提供を希望する場合は、申込書（様式第1号又は様式第2号）及び誓約書兼同意書（様式第3号）に必要事項を記入し、以下の添付資料と併せて提出すること。

【添付資料】

- ・事業者等の概要が分かる資料（パンフレット等でも可。）
- ・商品の概要が分かる資料および画像等

なお、市外事業者による登録は、提供予定の商品が地場産品であることを証明できる書類（市内業者との契約書や納品書など）を併せて提出すること。

4. 返礼品の採択決定

商品、サービス等の内容について、石垣市ふるさと納税の返礼品として適当かどうか審査し、適当と認められる場合は申請事業者と石垣市まちづくり支援条例に基づく寄附者への特典の提供等に関する契約を締結し、返礼品として採択する。

5. 採択の中止

次のいずれかに該当するときは、取扱いを中止する。

- ・申請内容に虚偽があったとき。
- ・本要項第2項に定める要件を満たさなくなったとき。
- ・その他石垣市及び寄附者に損害を及ぼす行為があったとき。

6. その他の留意事項

- ・事業者は、石垣市からの商品、サービス等の発注に対し、速やかに発送すること。
(速やかに発送できない場合は、あらかじめ石垣市へ連絡すること。)
- ・事業者はあらかじめ申込みをした商品を変更・辞退するときは、速やかに石垣市へ報告すること。
- ・お礼の特産品として送付した商品やサービスなどの品質等に関して、寄附者より苦情があった場合には責任をもって真摯に対応するとともに、速やかに石垣市へ報告すること。
- ・お礼の特産品の受注及び発送に係る寄附者の個人情報については、関係法令を遵守し、適切に管理し、寄附者の個人情報は、お礼の特産品等の発送以外の目的で使用しないこと。